

# 令和4年6月甲良町議会定例会会議録

令和4年6月7日（火曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

## ◎会議に出席した議員（10名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
4番	山田裕康	5番	野瀬欣廣
6番	阪東佐智男	7番	丸山恵二
8番	木村修	9番	建部孝夫
10番	西澤伸明	11番	宮寄光一

## ◎会議に欠席した議員（1名）

3番 山田 充

## ◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	青山 繁
総務課長	中村康之	教育次長	中川 雅博
会計管理者	福原 猛	学校教育課長	寺田 喜生
税務課長	大野けい子	社会教育課長	望月 仁
企画監理課長	熊谷裕二	建設水道課長	村岸 勉
住民人権課長	宮川哲郎	総務課参事	村田 茂典
保健福祉課長	山崎志保美	総務課長補佐	岩瀬 龍平
産業課長	西村克英	呉竹センター館長	上田 真司

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本浩美 書記 山脇理恵

(午前 9時00分 開会)

○宮崎議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、6月定例会2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 岡田議員、4番 山田裕康議員を指名します。

日程第2 6日に引き続き一般質問を行います。

それでは、2番 岡田議員の一般質問を許します。

2番 岡田議員。

○岡田議員 議長のお許しが出たので、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、甲良町総合運動公園の利用状況と問題についてお伺いいたします。

甲良町総合運動公園は、広々とした敷地内に様々なスポーツ施設や遊具のある多目的公園で、60メートルにもなるロングスライダーをはじめ、ターザンロープやコンビネーション遊具、スプリング遊具がそろっていて、町民の子どもから大人までが楽しめ、他の市町村からも利用がある、愛されている公園です。しかし、最近グラウンドゴルフをされている町民の方々から、滋賀県がまん延防止措置を出したり、コロナ禍における状況で自粛している中で、他の市町村の方々が無料でグラウンドゴルフができるということで、自粛されない方が多くて困っている相談を受けました。そこで、コロナ禍における甲良町総合運動公園の利用状況と、感染拡大防止に向けての取組をお聞かせください。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 まず、利用状況なんですけれども、まず今年度、運動公園、スポーツ少年団の方から、日常的な利用申請ということで約26回利用があります。また、一般の方からも利用が1回ありましたが、雨天で中止になっているという状態でございます。今おっしゃっていただいたグラウンドゴルフ等につきましては、芝広場を利用なされているということで、現在滋賀県の都市公園と同様に、まん延防止とかそういったものが出ていないときに利用制限は行っていないというのが実情でございます。そういった中で、感染防止に向けて、利用の許可をさせていただくときに注意喚起を行う文書と、口頭でまん延防止の方にお努めくださいということで、利用の制限は行っていないというような状態でございます。

○宮崎議長 岡田議員。

○岡田議員 やはり、いろんな方が利用する公園なので、安心して遊んだり利用できるように、しっかりと感染拡大防止に向けた取組を行うことが大切だと思います。

そこで、次に、冒頭でも少しお話ししましたが、住民からグラウンドゴルフ場の利用について苦情を聞いているが、行政に相談はあるか。また、苦情の内容を知っているかお聞かせください。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 芝広場、グラウンドゴルフを利用なされているということで、日常的に、朝、利用なされる地元の方と、また近隣から来られる方のトラブルは、やはりよく連絡が入ってきている状態でございます。そういった中で、コロナ禍ということで、他の町には来てほしくないとかいうようなお話もお伺いしたこともございますし、利用のマナー、そういったことと、また逆にグラウンドゴルフのボールが子どもの方に行ったりするというようなお話等の苦情はお伺いしている状態でございます。

先ほども申し上げたとおり、グラウンドゴルフにつきましては芝広場を、皆さんの一般開放の場所を、広く利用してもらっている部分を開放している状態でございます。特別な許可を必要としない広場でございますので、そういった中で現在利用の制限とかは行っていない状態ですけれども、今後そのあたりについても整備の方が必要だとは認識しております。

○宮崎議長 岡田議員。

○岡田議員 回答の方、ありがとうございます。みんなが利用できる公園として、利用制限などが難しく、様々な問題点もあるかと思いますが、グラウンドゴルフ場としてコースも造られているので、その場所については常時使われていて、芝生の管理やマナー状況も含め、今後の町の財政状況を考えると、無料貸出しの見直しや条例の整備等も検討する必要があるが、町としての見解は。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 今おっしゃっていただいたとおり、トラブル防止や財政面をふまえて、今現在、グラウンドゴルフ場というような設定は、条例上できておりません。芝広場という条例上の設定になっております。また、同じく屋根つきグラウンド、ゲートボール場という部分につきましても、そういった状態で一般開放をさせていただいているという状態でございますので、そのあたり、都市公園条例の方の整備と、今後皆さんが利用しやすいような状態、整備について、検討の方を進めてまいりたいと思います。

○宮崎議長 岡田議員。

○岡田議員 前向きなご回答をいただき、ありがとうございます。町民の皆さんや、他の市町村の皆さんにも安心して利用できる公園にするためにも、これか

らの課題として問題解決に向けて取り組んでいただければと思います。

1 番目の質問の最後になりますが、広い敷地内なので、子どもたちが遊べる遊具をもう少し増やしたらどうかと思うが、検討余地はありますでしょうか。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 今現在、運動公園の遊具につきましては、ローラーライダーが1台、コンビネーション遊具が1台、自動車型遊具が1台、ロープウエーが1台、スプリング遊具が2台という形で、FRP製のアニマル遊具もございます。そういった遊具の中で管理等をしていく上で、今後の、先ほど申し上げたとおり、運動公園の管理の一環として、含めて、どのように遊具の方を管理していくのかということと、一緒に検討の方はしていきたいと思います。

○宮崎議長 岡田議員。

○岡田議員 多賀の高取山ふれあい公園では、県立大の学生有志でつくる多賀木匠塾が、多賀町藤瀬の高取山ふれあい公園に、大型木造遊具を少し前に制作したそうです。多賀ではこうして地元の県立大と連携して、保育園やサービスエリアなどにも遊具やベンチの方を制作してもらっているそうです。町長は都会の大学ばかりに目を向け、このコロナ禍の中でも、本町の財政危機にもかかわらず予算づけをしたりしておられましたが、もっと地域の交流や、これからの人材を呼び込むためにも、近隣の大学と連携して、地域の活性化や交流人口、関係人口の増加に向けた取組を行うべきだと思います。

甲良町総合運動公園の問題提起と少し話がずれてしまい、飛躍しましたが、遊具の増設の検討については、先ほど申しました県立大の学生有志と連携して多賀町役場の担当者に話を伺い、知恵をお借りして、紹介も兼ねて協力依頼をされることを提案したいと思います。本町はかなりの財政危機なので、いろんな方々から助言や協力をしてもらい、予算の捻出に努力していただければと思います。コロナ禍における子どもたちのストレスを考えると、伸び伸びと楽しく公園で遊べる環境づくりも本町の役目ではないかと考えます。どうか前向きなご検討をよろしくお願いいたします。

続いて、2つ目の質問に入らせていただきます。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 具体の提案、ありがとうございます。交流人口の拡大についてという大きなテーマをいただきました。

念のため申し上げておきますが、多賀木匠塾、県立大学につきましては、甲良両保育センターの木製遊具を、何年度にも分けて設置をしてもらっています。これは、基本的には材料費の購入だけで、あとの資金については多賀木匠塾の中でお願いをしてきておる経過もございます。

○宮崎議長 岡田議員。

○岡田議員 ありがとうございます。

続いて、2つ目の質問に入らせていただきます。

文科省は、2021年度から高校中退者などの高等学校卒業程度認定試験、いわゆる高卒認定試験の合格や、就職を支援する地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業を本格実施すると、ある新聞で見かけました。高校中退者は減少傾向にあるが、19年度は約4万3,000人を数えるそうです。10年の国政調査時点で、20歳から39歳のうち、最終学歴が小中学校の人は約143万人と、学校卒業者の約5%に相当するそうです。若者の社会自立にとって、高卒資格がないことは大きな足かせとなる。専門学校や大学に進学を希望しても、高卒が受験要件であることはもちろん、就職やアルバイトの応募要件に高卒以上を求める場合も少なくない。内閣府が高校中退者に行った調査では、約8割の人が中退後、高卒の資格は必要だと考えたと回答しているそうです。しかし、自治体では高校中退者や就学未進学者を十分に把握できず、支援体制は乏しいのが現状です。

こうした背景から、文科省は17年度からステップアップ事業に乗り出して、高校中退者などを対象に学習相談、支援に取り組む自治体や民間団体を募集し、実践モデルの開発を積み重ねてきたそうです。21年度以降、文科省は事例や成果を教育委員会などに周知し、全国に広げたい考えを持っていて、厚労省が管轄する生活困窮者自立支援制度の子どもの学習支援事業との組合せもできるそうです。

こうした背景をふまえて、2つ目の質問である高校中退者に対する支援について、本町での現状や課題を知りたいと思い、一般質問の質問事項に入れさせてもらいました。

まず初めに、甲良町内における高校中退者の過去5年間の各人数をお聞かせください。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 町内の中退者の数ですが、平成29年度で1名、平成30年度で5名、平成31年、令和元年度で2名、令和2年度で3名で、令和3年度はゼロです。

数字は以上です。

○宮崎議長 岡田議員。

○岡田議員 回答の方、ありがとうございます。中学校の人数が約、大体50名ぐらいということを考えますと、高校で1年、2年、3年、どこで中退するかは別として、分母が少ない分、やっぱりちょっと多いのではないかなと思います。

次に、甲良町での支援体制はどのようなものがあるか、お聞かせください。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 まず、原因が、基本的には学力不振ということで、基本的には怠惰で欠課が多くなって進級できないというような状況であるということで、対策といたしましては両センター、両センターと高校側との密な連携の下、地域での支援を実施していると。具体的にはセンターでの面談なり、家庭訪問なり、前中学校の先生の関わりなどということです。また、子育て支援センターや両センターでの指導なり学習支援を行っているということで、あと、町が補助金を出している町人推教の進路保障部会、もう51年目になるんですが、それによって高校訪問なりを実施しているというような支援体制でございます。

○宮崎議長 岡田議員。

○岡田議員 回答の方、ありがとうございます。本町においては、先ほど子育て支援センターをはじめ、両地域センターもあり、連携を取りながら支援をされているのもお聞きしているのです、これからも引き続き温かい支援の方を、どうかよろしく願いいたします。

次に、高校中退者をなくすには、どのような問題・課題などがあるか。また今後、どのような取組を本町では検討しているかお聞かせください。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 まず、課題というか、原因が学力不振ということで、今、対策は今述べたとおりでありますので、当然、今、議員が言われたように、継続してこれをつけていくのかなというふうに思っております。

○宮崎議長 岡田議員。

○岡田議員 課題や問題点は、それが分かっている、当事者の置かれている状況や様々な環境の要因があり、すぐに解決できるものではありませんが、本町でできる支援については、これからも継続して対処していただけたらと思います。

2つ目の質問の最後になりますが、文科省が2021年度から本格実施している、地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業とはどのようなものか。また、こうした学習支援事業を本町で活用しているかどうか、これをお聞かせください。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 文科省が提案、提起した、学びを通じたステップアップ支援促進事業といいますのは、高等学校中退者など、高卒資格を取得できていない対象者に学び直してもらおうというような、そのための支援体制の環境整備を行うものであります。

○宮崎議長 岡田議員。

○岡田議員 本町においても、積極的に支援体制を行うためにも、先進的な事例

をちょっと2つ紹介したいと思います。

1つ目は札幌市の取組です。札幌市は18年度から、国のステップアップ事業を活用して、若者の社会的自立促進事業を進めている。対象は10代後半から20代前半の高校中退者や、中卒の進路未定者、高校不登校者。週1回、2時間の学習支援を行っており、今年度は47人が参加し、市内7会場で200回を超える勉強会を行った。コロナ禍による施設休館中はオンラインも活用、このうち30人が高卒認定試験や高校入学試験を受験し、高卒認定試験の科目合格も含めると、受験者の9割以上が合格しているそうです。市の若者支援総合センターの佐藤主任指導員は、会場に食事を用意するなどして、アルバイト前後に駆けつけても勉強できる環境を整えたそうです。専門的なノウハウを持つ民間団体の支援も大きいと、このようにお話しされております。

そして、もう一つが高知県で、3年前からステップアップ事業を実施している高知県では、15歳から39歳の高校を卒業していない若者を対象に、週1回、県内5カ所で学習支援を行っているそうです。同県の特徴は、中卒時や高校中退時の進路未定者を、県内の若者サポートステーション、いわゆるサポステにつなげる若者はばたけネットという情報把握システムの活用をしているそうです。今年度は90人以上が新規登録して、2月末時点で学習相談は1,445回、勉強会は452回を重ねるそうです。高卒認定試験の9人合格を含め、19人は就学、26人が就職を勝ち取ったそうです。高知サポステの松木総括コーディネーターは、利用者の様子について、生きることに関難を抱える特性を持った若者が少なくない。彼らが前を向いて歩けるよう、寄り添いながら支援しているとの話をされておられます。

この内容を見ても、やはり少しサポートをしてあげるだけで、高卒認定を勝ち取れるような状況になっているという報告もありますので、ぜひ甲良町でも、少ない予算ではありますが、今行っている学習支援、竹友なり、それと併せて中退者の方にも何らかの形で問いかけながら、寄り添ってあげてほしいなと思います。

それから、これらの取組を参考にしつつ、一般社団法人全国子どもの貧困・教育支援団体協議会の青砥代表理事の、切れ目のないサポートが重要との話も少しお話しさせていただきたいと思います。

高校中退者は、いわゆる教育困難校と言われる高校に集中しているそうです。入学者の半数が中退する学校もあって、彼らの中には掛け算の九九ができなかったり、アルファベットを左右逆に書く生徒もいたそうです。背景にあったのは、やはり貧困だそうです。発達障害や病気があっても、家庭に経済力があれば適切なケアにつながるが、貧困家庭では放置されることがある。中退者はそのまま社会に出て、40代、50代でもパートやアルバイトを強いられ、

結婚を見込めない男性も少なくない。こうした若者たちの課題や困難は、早ければ幼少期から兆候が現れているそうです。高校を中退し、学校とのつながりが切れると、行政はなかなか情報を把握できない。個人情報の問題もありますが、データベース化して切れ目のない支援システムを構築し、予防的支援にも力を注ぐことが重要だとされています。

この内容を見てもみますと、本町の甲良町では、学校を卒業してからも家庭支援体制も、今、徐々に体制ができつつあり、やはりあとはこれをいかに継続してするかが非常に大事だと思います。なかなか、やっぱり高校を卒業すると、やっぱり学校、義務教育から外れるということもあって、なかなか支援が行きにくいことと、中にはちょっともう外に出たりしている子もいて、なかなか状況が把握できないということもあるかと思いますが、どうかそういった子どもたちにも目を向けて支援の方を、どうかよろしく願いいたします。

やっぱり、高校中退者に教育の光を与えてあげてほしいと思います。特に、自分ではどうしていいか分からず孤独に陥り、誰に相談することもなく自暴自棄になってしまい、望まぬ形で高校中退という道を選んでしまった子どもたちも、正直いると思います。そうした子どもたちに必要な居場所をつくり、どうか本町でも行政としての支援体制だけではなく、専門的なノウハウを持つ民間団体の支援も活用しながら、できれば町内の人材でボランティア団体が立ち上がり、行政と連携を図りながら支援を行うのが理想だと私は思っています。ぜひ予算を確保しながら、温かい支援体制の構築をよろしく願いいたします。

次に、3番目の質問に移りたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で外出機会が減り、孤独を感じながら産後の子育てに不安を抱えている母親も少なくない。産後の母親を取り巻く環境は激変し、感染を避けるため、出産の立会いやお見舞いが難しく、退院しても帰省できず、親からサポートを受けられないケースも多いそうです。そんな中、産後の母親は孤独で不安も大きく、産後鬱や虐待などにつながる可能性もあるといい、きめ細かな支援の必要性を指摘しています。

こうした背景から、ただでさえ少子化が進む中、安心して子どもを産むためにも様々な支援は必要であるが、それ以上に子どもを授かった後、安心して子育てできる環境が必要であると考え、この質問をさせていただくことにしました。この産後ケアについて、本町の課題と現状をお聞かせください。

○宮崎議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 議員がおっしゃっていただいたような、現在のようなコロナ禍でもありますし、近年は核家族、晩婚、若年妊娠などによって、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に、鬱状態で育児を行う母親が存在しています。また、家族など身近な助けも得られずに、そういったことが児童虐待の誘



因になり得るとも言われています。母子保健法が改正されまして、出産後1年以内の母子を対象に、看護職等が中心となりまして、母親の身体的回復、心理的な安定を促進し支援するため、産後ケア事業が努力義務となっております。本町でも平成30年4月から、彦根管内の1医療機関ではありますが、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう、産後ケア事業を実施しております。

○宮崎議長 岡田議員。

○岡田議員 回答の方、ありがとうございます。本町でも彦根市と、1医療機関と連携してされているようなので、安心の方ができました。

次に、本町としての支援体制をお聞かせください。

○宮崎議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 産前産後サポート事業及び今申しあげました産後ケア事業として、母子保健法の中に位置づけられています。本町でも、先ほど申しあげました産後ケア事業を平成30年度から実施しておりますし、また、子育て世代包括支援センターを令和2年度から保健福祉課内に設置し、母子保健担当、保健師、助産師が妊娠初期から出産後に至る支援を切れ目なく行っています。また、支援の経過の中には子育て支援センター、保育園等と連携を取りながら支援を行っているところです。

○宮崎議長 岡田議員。

○岡田議員 ありがとうございます。話はかぶりますが、19年度の11月に議員立法で改正母子保健法が成立し、産後の母と子への心身のケアや育児相談を行う事業実施を、先ほど言われた市区町村の努力義務とするなど、産後ケア事業を初めて法律で位置づけし、当時の参院決算委員会で産後ドゥーラを取り上げ、産後ケア事業を担う専門職について、先ほど言われた助産師、保健師、看護師に加え、研修を受けた産後ドゥーラを含めることができないかと、当時の田村厚労相が、同事業における専門職にドゥーラも入ると、このように明言されたそうです。このドゥーラとは、私もちよっと知らなかったんですけども、ギリシャ語で、他の女性に寄り添い支援する経験豊かな女性を指すそうです。産後の母親を丸ごとサポートするのが産後ドゥーラで、2012年に設立された一般社団法人ドゥーラ協会が、民間資格として立ち上げたそうです。私はこの産後ドゥーラを本町の支援体制の1つとして取り入れてみてはどうかと考え、提案させていただきます。

東京都の港区で産後ドゥーラを利用された方が話された記事がありましたが、当時母が病気のため、産後の育児を頼れず不安を抱いていた矢先に、ドゥーラの存在を知ったそうです。産後のつらい時期に子どもを安心して預けられ、沐浴の指導から食事の支度、ごみ出しなど、あらゆる面で支えてもらったそう

です。ここ最近では助産師や保健師、看護師の確保が難しいことと、コロナ禍の中で、なかなか産後ケアの相談がしにくい環境もあり、本町でも新たな支援の一環として取り組んでみてはどうかと思います。ドゥーラの利用には、1時間当たり2,500円から3,000円ほどかかるそうですが、料金を補助する自治体は増えているそうです。

もう一つの提案は、甲良町内の女性の方に、このドゥーラの民間資格を受けてもらい、資格に係る費用を補助し、合格されたら本町の子育て支援の一環で、支援員、相談員として雇用するのも1つの施策だと思います。なぜ産後ケアの重要性を、今回取り組んだのは、ここ数年、せっかく子どもを授かったのに、児童虐待で赤ちゃんが亡くなったり、捨てられたり、悲しいニュースが流れています。産後は、本人が思っている以上に心身に負担がかかっているものです。厚労省の調査では、03年度から12年度に虐待死した子どもの44%がゼロ歳児だそうです。生後1カ月以内は約2割で、加害者の9割以上が実母です。産後の女性は、もっと周囲から気を遣ってもらってよいと思います。孤立させないことが大切で、いろいろなことをやってもらい、自分が大切にされることで、お子さんへの愛情もより湧くものだと、東邦大学教授の福島さんが話されていました。

出産費用は出産一時金がありますが、産後ケアの費用については、なかなかないのが現状です。産後ケアをはじめ、切れ目ない、妊娠から出産、子育て支援を母子が気兼ねなく受け入れられるよう、社会の理解が進むことが大切だと思います。

子どもは社会の宝です。また、子育て支援を通じて、様々な人と人との関わりができることは、地域社会の絆を強めることにもつながります。私は子育てを中心に、次世代につなげる継続的な世代交流の場も、現在の子育て支援センターでも取り組んでおられますが、先ほども申しました、やっぱり地域の、やっぱりボランティア団体とかが中心となった、民間でのそうした場所を提供できるような支援をしてほしいと思います。以前、民間団体の彦根のどりーむさんを通じて、一時預かり等の事業をされていましたが、利用ゼロという、本当に大失敗の事業がありました。今、もう旧の給食センターは改修したものの、ほとんど使われず、国の地方創生事業の補助金だったので、今も縛りがあり、ほかに使用するのも難しい現状だと聞いております。そうした中で、また新たな事業に取り組むときに、そういった地方創生の、そういった補助金等も活用して、今度はもういろんなアンケートも取りながら、本当に甲良町に必要な、やっぱりそういう事業を、やっぱりしてほしいなと思います。

以上です。

やはり、2番目の質問にも話しましたが、居場所づくりも必要ではなからう

かと思えます。特に少子化の流れに歯止めがきかない本町においては、まずは安心して産み育てることができる環境づくりが大切だと述べて、そのためにももう一歩充実した産後ケアの支援体制を願い、この質問を終えたいと思えます。

最後になりましたが、4つ目の質問に移りたいと思えます。

家族や地域とのつながりが希薄する中、生活困窮や介護、子育てといった悩み事が重なり、社会的孤立が深刻化しています。複数の悩みを抱える住民を、多機関が連携して必要な支援につなぐ新たな取組が、去年4月から市区町村で始まっているそうです。その柱は、断らない相談支援を含む包括的支援体制づくりです。社会的孤立を防ぎ、誰ひとり置き去りにしない地域共生社会の実現に向け、各自治体に取り組んでいる最中ですが、この複数の悩みを抱える住民を、多機関が連携して必要な支援につなぐ新たな取組について、本町の課題と現状についてお聞かせください。

○宮崎議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 議員がおっしゃられました、重層的支援体制整備事業につきましては、社会福祉法の改正により、昨年4月から市町村でも行うことができるようになっております。複雑化、複合化した相談に対応するための総合相談窓口等の設置というところに、どうしてもその専門性、あらゆる分野のことを精通した専門性のある人材の確保が必要になろうかと思えます。本町では現在のところ、実施の予定はしておりません。

○宮崎議長 岡田議員。

○岡田議員 コロナ禍の中、住民の皆様にとって本当に複数の悩みを抱える人が多くいると思え、この質問をさせていただくことにしました。悩んだときに、どのところに相談していいのか、1人で悩んでおられることも多く、国や自治体でも様々な支援体制があるにもかかわらず、知らないことが多いのが現状です。

そこで、2つ目の質問になりますが、幾つか支援体制があると思えますが、町民の皆さんが知らない機関も多いと思うので、幾つかの紹介と、本町独自の支援体制をお聞かせください。

○宮崎議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 コロナに関しまして、特にということで、受診相談センター、ワクチンの専門相談は毎日24時間体制で実施されております。また、ひとり親家庭、障害のある方、外国語対応、子育てやDVに関する専門的な相談窓口などが、県によって設置をされております。また、滋賀県人権センターでは、コロナによる人権相談ホットラインを開設されております。本町社会福祉協議会におきましては、生活福祉資金、コロナ特例貸付の相談も行っておりま

す。また、本町としまして、各課それぞれが相談に応じまして、必要であれば専門的な相談窓口へのつなぐお手伝いといえますか、支援を行っているところ  
です。

○宮崎議長 岡田議員。

○岡田議員 以前にも一般質問した8050問題や、ダブルケア、ひとり親の困窮など、生活に関するどんな悩み事も受け止められる包括的な支援が、私は必要だと感じています。

国では、先ほどもお話しされたように、自治体の任意事業として、包括的支援を可能にする重層的支援体制整備事業を創設して、事業は3本柱で、1つが分野的、横断的な相談支援体制づくり、2つ目に、地域づくり支援として見守り活動や居場所の提供、3つ目に、参加支援として就労支援、社会参加の場づくりで、21年度予算案で関連の経費が116億円あったそうです。21年度では、実施予定の市区町村は、スタートの時点で42自治体で、移行準備中は243自治体だそうです。

先進事例として、北海道鷹栖町のワンストップの窓口相談センターというのがありまして、これは子ども、障害者、高齢者などの幅広い悩みにワンストップで応じる相談体制として、生活福祉相談センターというのを設置されたそうです。これについては、窓口がやっぱり一本化により、相談しやすい雰囲気  
が生まれたそうです。

もう一つは、福井県の坂井市にある関係機関の連携会議ということで、市の担当課や各相談支援機関が悩みを受け止め、複雑な課題の整理には、関係機関で協議する、さかまる会議というのを開催しているそうです。各機関の専門性を活かしながら複雑な課題に対処できるということで、この辺については甲良町も連携しながらされておられるので、よいことかと思えます。

そしてもう一つが、これ、私、一番すごい興味を持ったんですけど、三重県の名張市で、身近な地域で相談対応ということで、市内15カ所に相談窓口、ま  
ちの保健室を設置して、自治会や民生委員らと連携し、相談に対応、複雑な課題に部局横断の担当職員も配置して取り組んでおられるそうです。敷居が低く、住民が気軽に相談できるようになったということで、このまちの保健室というのは何かすばらしいアイデアやなと思って、やっぱりそれが各集落、13集落あるので、そこに何かそういう保健相談室じゃないけども、そういうまちの保健室というのがあれば、本庁まで行って相談するというのに、周りの目も気になったりとかもあると思えますし、各集落ごとにそういう受入体制があればいいと思うんですけども、やっぱりその事業をしようと思うと、やっぱり民生委員なり自治会の協力も必要になってきますし、地域によっては多分負担とかもあると思えますので、今、毎月行われているまちづくり協議会などで、

そういった動きもまた相談しながら、むらづくり委員会とまた別で、新たな取組としてされてみてはどうかと思います。

そして最後に、青森県で複数の町村が協力ということで、これ、県レベルなので、ちょっと甲良町には当てはまらないかなと思うんですけども、複数の町村が広域連携して包括相談支援センターを設置し、複雑な悩みにセンターが、多機関の調整役を担い対応ということで、これら4つの先進事例をお話しさせていただきましたが、先ほども言いましたように、やっぱり特に三重県名張市の市内15カ所に相談窓口、このまちの保健室においては、やっぱり本町がぜひ取り入れてほしい取組で、もし担当者や職員の中で興味を持たれた方がおられましたら、私、別に資料を持っていますので、声をかけていただければコピーをお渡しさせていただきます。

次に、コロナ禍の中で、特に女性の悩みが多岐にわたっている。職を失ったり休業を余儀なくされたり、家庭にいる時間が増えたため、DVや育児などに悩む女性が増えているそうです。最近、ニュースでも取り上げられているが、本町での現状と課題をお聞かせください。

○宮崎議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 私から説明させていただきます。

保健福祉課の方でも、住民人権課の方でも、特にこのような女性の悩みとしての相談等は受けておりませんが、そのほかで、保険料ですとか、こういうコロナ禍におけるごみの相談等は受けております。現状と課題については、相談がないことが甲良町にとっていいことなのかどうかは、現時点では分かりませんが、コロナに特化することなく、啓発、例えば今、議員が言われましたように、いろいろな施策をしておられるところを参考にしたりですとか、また、保健福祉課長が言いましたように、いろいろな機関への支援体制のところへ、ご本人さんをいざなっていくようなことは必要と考えております。

また、住民人権課といたしまして、女性の問題が今、多いとは言われていますが、コロナ禍に特化することなく、LGBTQの問題として考えていくところがあるとは考えております。

以上です。

○宮崎議長 岡田議員。

○岡田議員 回答の方、ありがとうございます。本町においては、先ほど課長がおっしゃられたように、今のところ相談はないということで、私の取り越し苦労だったかと思いますが、他の市町村においてもそういった話を聞いたりもしておりましたので、ないということがいいことなのか、もしかしたら、我々の知らないところでそういったことがあるのかどうかは、また別の課題になってきますので、また、そういった家庭支援等でそういった状況を確認しながら、

ないことがもちろん一番ですので、予防として取り組んでいただけたらと思います。

そしたら、この質問の最後になりますが、本町としての支援体制と、今後の支援体制についてどのように考えているかをお聞かせください。

○宮崎議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 本町の支援体制としましては、先ほど申し上げましたように、それぞれの担当部署がそれぞれに相談支援に対応し、必要に応じ連携を取りながら、切れ目なく各課横断的に対応をしていきたいと思っております。

○宮崎議長 岡田議員。

○岡田議員 回答の方、ありがとうございます。このコロナ禍の中、ほかの行政ではどのような支援をしているか気になり、先ほども先進事例を説明させてもらったんですけれども、今回も幾つか先進的な事例があったので、紹介をさせてもらいたいと思います。

1つ目は大阪府の取組で、女性支援の窓口を開設されているそうです。そして、2つ目は長野県の御代田町というところでの取組です。コロナ禍で様々な困難に直面している女性の課題解決へ伴走支援する、つながりサポート事業を、町の社会福祉協議会に委託して実施しているそうです。財源は、国の地方女性活躍推進交付金というのを活用しているそうです。昨年7月の開始から、これまでに延べ300件程度の相談を受けているそうで、つながりサポート事業では電話やアウトリーチ、訪問、拠点となるつながりサポートルームでの対面相談などを通じて、女性の悩みを聞いているそうです。その後、就労支援などで伴走し、関係機関と連携しながら問題解決を後押ししているそうです。この国の地域女性活躍推進交付金というのが昨年度から拡充されているそうで、不安を抱える女性を支援する事業を自治体が民間団体に委託した場合に、事業費の約4分の3、最大で1,125万円を国が負担する内容になっているそうです。こうした給付金、いろんな、あちこち給付金がありますけれども、そういった支援等もやはりいろいろ調べて勉強することによって、そういった相談体制もできるかと思っておりますので、ぜひ取り組んでいただけたらと思います。

あと、最後に近隣で、滋賀県の大津市での取組なんですけれども、母子を支える住居開設ということで、収入の減少や食料、住まい、暮らしの様々な面に影を落とす。大津市におの浜の社会福祉法人、県母子福祉のぞみ会には、苦境に陥った家庭から多くの相談が寄せられているそうです。会は多方面で母子を支える必要性を感じ、大津市内に多機能型のシェアハウスを開いているそうです。この会が県の委託を受けて運営し、ひとり親世帯を支援する県内2カ所の拠点には、2020年度、コロナ禍に関係したそういう多くの悩みが寄せられたそうです。大津市の県ひとり親家庭相談サポートセンターには、全体で58

5件の相談のうち、34%の201件がコロナ禍に関係しているそうです。うち、3割が食料支援を占め、収入の減少や子どもの休学中の過ごし方、住宅の確保に関する相談などもあったそうです。

近江八幡市の県母子家庭等就業・自立支援センターには、そういう相談が121件、就業時間の減少や子の養育費の相談、コロナ禍がもたらしたと見られる家庭内暴力や離婚といった相談も目立ったそうです。戦後間もない1949年にこの会が設立されて、母子を中心に支援してきたそうで、常務理事の坂下さんは、母と子が直面するコロナ禍の現状を目の当たりにし、仕事、子育て、住居を一体にして支援しないと、母子は安心して暮らせない、どれが1つでも崩れると、ばらばらになってしまうと感じたそうです。8月に大津市内の空き家を活用して、このシェアハウスを開設したそうです。2階建ての一軒家で、台所や風呂、トイレ、遊戯室は共用で、3部屋あって、遊戯室を個室にすれば、最大4家族が入居できるそうです。入居費用は原則免除だが、一定の収入があれば月2万円で、入居期間は約3カ月、この間に、その会の支援員らのサポートを受けながら、就職活動や家探し、生活保護や児童扶養手当の申請などの行政手続をして自立をめざす、そういったことをしているそうです。近隣でもこうしたいろいろな取組をされているので、この甲良町でもやはり、特に女性のそういった様々な問題に向けて取り組んでいただければと思います。

去年の9月のある新聞記事の記者の一言に、コロナ禍でバイト先が休みになり、収入が減ったある大学生が嘆く。夜の客足が減った居酒屋はランチ営業に活路を見いだす。この1年半で世の中の暮らしは激変した。自分も学生時代にコロナの影響を受ければ、苦境に陥っただろう。そんなとき、どこに相談すればいいのか、意外と思いつかないと。やっぱり、先ほどののぞみ会の坂下さんもおっしゃられているように、やっぱり一番大事なのは、気軽に相談できる場所があるということ、まず知ってほしいと。もしものときに、そういう苦境や悩みを打ち明ける場所を伝えることも大切だと痛感したそうです。という、そういう新聞記者の記事を読んで、やっぱり気軽に相談できる場所があれば、そこから何かしらの支援を受けることができる、そういう場所がないと、やっぱり誰にも相談できず、1人で悩み、苦境に立たされることが多く、その結果、悲しい選択肢を迫られ、命を絶ってしまうことにもなりかねない、そういう現状があると思います。

今回の一般質問は、そうした苦しい、弱い立場にある町民の方々に、本町がどれだけの支援ができるのか、どのような支援体制になっているかを町民の皆様知ってもらい、気軽に相談できる居場所づくりをしてもらいたいと思い、一般質問をさせていただきました。本町としても財政危機が叫ばれる中、町民に寄り添った支援や問題解決に向けた取組を行うにも、予算がないのが現状で

す。私が議員になってから、常々一般質問するときには心がけているのは、きちんと、やはり課題や現状を把握し、どうしたら本町が暮らしやすい、住みよい町になるのか、提案するときは、必ずその問題に関連する情報を調べ、補助金や助成金などの支援がないか調べて提案させていただいています。職員の皆様にも、ぜひ何か事業を行うときは、国や県、民間などで補助金や助成金がないかを調べて、できるだけ有効活用して、本町の危機的財政状況を改善するため、町職員全体で、全員でこの危機的状況を乗り越えてほしいと切に願っております。それ以上に、町のトップである町長においては、問題が山積みしている中、自分のつまらないプライドなのか分かりませんが、現在進行形で行われている裁判でこれ以上の時間とお金をかける暇がないと思うので、判決を素直に受け入れ、町民に寄り添ったまちづくりをするために1点集中して課題に取り組んでいって、リーダーシップを発揮してほしいと思います。そのための協力依頼なら、私は喜んでお手伝いさせていただきます。

苦言を呈しましたが、この町を少しでもよくしたいと思っている一議員として言わせてもらいました。これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○宮崎議長 岡田議員の一般質問が終わりました。

ここでしばらく休憩します。再開は10時5分からです。

(午前 9時50分 休憩)

(午前10時05分 再開)

○宮崎議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、4番 山田裕康議員の一般質問を許します。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 4番 山田裕康です。議長の許可をいただきましたので、これから一般質問を行います。

6月に入って、農家さんにおいては麦の収穫時期を迎えており、今週が刈取りの最盛期になろうかと思えます。6月から肥料の販売価格が高騰しており、農家経営への影響が避けられない状況になっております。全国農業協同組合連合会、JA全農は大幅値上げに踏み切り、主要品目が過去最高値を更新しました。輸入の尿素が94%、塩化カリウムは80%、複数の成分を組み合わせた高度化成肥料は55%、それぞれ値上げされました。ホクレンの農業協同組合連合会も、来年5月までの価格を平均78.5%引き上げると発表されました。

今年の2月から3月にかけて、肥料の価格がいったん30%値上げしており、昨年と比べると倍の価格になりますので、政府は新たな支援策を考えているとのことですので、甲良町も支援策を考えていかなければならないということになってくると思えます。昨日のびわ湖放送でも、トマトが作れないということ



で報道されました。道の駅の生産者にも影響しますので、早急な対応が必要になってくると思います。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

まず、(1) 空き家対策についてを行います。

①の甲良町に空き家は何軒あるのか、お聞きします。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 現在建設水道課の方で把握している物件といたしましては、令和3年度末の調査時点では87軒、特定空家候補となり得るようなものでございます。平成28年の107軒から、今、建て替え住宅により20軒ぐらゐが減っているというような状態でございます。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それは普通の空き家じゃなしに、特定空家というのは何軒あるんですか。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 特定空家につきましては、現在0軒ですけれども、それは認定を行っていく過程がございます。そういった過程の中で、現在2軒、その候補となり得る物件を、今現在調査で協議会にかけているところでございます。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次に、各集落においては何軒あるかというのは把握されているのでしょうか。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 調査、全てというわけではございませんけれども、在士が3軒、下郷が8軒、尼子が11軒、呉竹が12軒、小川原4軒、北落5軒、金屋4軒、正楽寺1軒、池寺6軒、長寺東7軒、長寺西19軒、法養寺2軒、横関5軒の、率的に言いますと、町全体で約3.3%のものが空き家となっている状態です。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次に、③ですけど、比率の方、集落の方で、やっぱり高い比率のところとかがあると思うんですけど、やっぱり高い比率とか、どうなっていますかね。比率、集落においては。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 過去から、やはり長寺東の部分が8.8%というので、前回の調査時よりは減少しておりますけれども、非常に高い状態となっております。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 この前、テレビで愛知県の南知多町のことが報道されておしま

した。あそこは5軒に1軒が空き家だそうです。人口がピーク時の半分になっており、特定空家で困っているとのこと。甲良町もそのように人口減少が進んでいるので、特定空家がこれから増えていくと思われます。

それで、④の、空き家で雑草などの苦情は何件あるのか、お聞きします。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すみません、昨年度の実績になりますけれども、雑草が2件、本課の方に来ました。また、トタンの飛散が1件、空き家からの雨水の流入が1件、塀の倒壊で、全5件が去年1年間で当課に寄せられた苦情です。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そういうことで、やっぱり雑草のやつなんで、その南知多町も言われていたんですけど、夏になってくると、雑草があれで、ハチの巣とかが沢山あって、大変危険になるということと言われておりました。それで、先ほど雑草のほかにもいろんなことを言われていたんですけど、その南知多町で一番は、言われていたのは、動物が住みついて、やっぱり臭いやふんの被害や、ほんで、よく見かけるんですけど、家がツタで覆われておって、その枯れ葉が隣の家に落ちてきて困っているということがあるそうなんですけど、やっぱり甲良町でもツタに覆われた空き家とかを見るんですけど、そういう苦情とかはありますか。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 本町がいただいているのは、自分の敷地外に草が出ているというような苦情でございまして、中の管理、動物の臭いとかそのあたりについては、特定空家の判定の中の1項目となっております。そういった中で、最終的に特定空家を判定していくというような流れとなっております。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 分かりました。

それで、ちょっとお聞きしたいんですけど、空き家が今あるそうなんですけど、所有者とかいうのは全部把握されているんですかね。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 所有者につきましては、本町の調査しておるものについては把握はできておりますけれども、月1回程度帰宅なされているお宅とか、そういったものは空き家に該当しないために、本町では、本課では把握はできていないということでございます。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで、南知多町ではやっぱり独り暮らしの家で、またその方が亡くなられたときに、子どもさんが外に全部出ているということになったら、もう全員がその家は要らないという、財産放棄をするケースが増えているんで

す。そうなってくると、やっぱり所有者がいないということで、甲良町が把握して、壊すなり、また空き家として危険であればそうしなければならないというて言うてたんですけど、財政状況の方が大変で、なかなかそれもできないということを報道はされておりましたので、やはりもう所有者がいない空き家が増えてくると思うんですけど、今は甲良町にはそういうふうなところはないということですね。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 一般的に、所有者がないと国庫に属するというようなお話になります。相続放棄をなされても、相続した場合に管理人の選定をしていただいて、次の財産管理を行っていただく方が決まるまでは、相続放棄なされても、その方が民法上で責務を負うというような流れがございます。そういった中で、甲良町におきまして今現在把握している、国庫に属するというものについては、現在私たちの課の方では情報はないという状態です。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで、よくこの報道のときも言われていたんですけど、連絡を取っても、連絡が取れない、ほんで、また連絡してもその家が自分らの持ち物やと知らなかったケースとか、そういうのが多くて、取り扱ってくれないケースも増えてきているということなんですけど、そういったことが今はないということですね。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 今現在、空き家候補になる方については通知等を行って、そういったことで把握に努めておりますけれども、現在、今の状態では取り合ってくれないというような、お話の状態までいっていないという状態でございます。そのあたりについて、今後出てくる可能性はあると思います。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 分かりました。それと、8番と9番でちょっと書かせてはいただいていたんですけど、行政代執行で壊さなければならない空き家はあるのかとしたら、それでまた、壊すとしたら費用は幾らなのかということであったんですけど、今のところは壊さなくてもいいということを聞いているんですけど、ここら辺はちょっと、わかればお願いします。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 先ほど申し上げた2件について、壊す、壊さない、代執行するという以前のお話がございます。やはり本人さんにくだいていただく、財産管理の義務がある方にくだいていただく、そういった通知を段階別に踏んでいくというのが空き家法の中の流れでございます。

最初に勧告を行いまして、命令、代執行につきましては一番最後の手段とい

うこととなりますので、代執行しましても、その方に費用を請求するという行為が最後まで残っていますので、現在そういったものの該当になるかどうかというようなお話の中の候補が2件、今現在協議をしているということです。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。それで、そこも言われていたんですが、もし行政代執行で、この費用を請求しても取り合ってくれないということが出てくるということなんですけど、次に10番ですけど、空き家などが増えてきて、壊さなければならない、増えてくると思うんですけど、こういった計画みたいなものはあるんでしょうか。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 甲良町の空家等対策計画というものを平成30年3月に策定しております。その計画の中で、そういったことがうたわれているんですけど、社会情勢の変化で空き家の件数等の変化がございますので、今年度、この部分についての再調査を今やっているというような状態でございます。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 分かりました。その南知多町では、今のところ高齢化率が50%ということで、甲良町も年々高齢化率が上がっていくと思います。また、独り暮らしの高齢者も多くなってきて、これからいわゆる特定空家も多くなっていくと思われ、数年後には、今言われたような空き家対策が急務を要するようなことになっていきますので、しっかりとこれからも把握していただきたいと思います。

以上です。これで(1)は終わります。

次に、(2)の行政処分と降任異動について質問します。

まず、①番の、最近5年間で懲戒処分は何件あったのか。また、その内容はどういうことでお聞きします。

○宮崎議長 総務課長。

○中村総務課長 件数でございますが、平成30年から令和3年までで7件でございます。その中身、内容でございますが、平成30年1件でございます、停職の1カ月、令和2年度は5件でございます、停職3カ月、戒告、懲戒免職、減給3カ月で10分の1、減給1カ月で10分の1、令和3年度1件でございます、減給1カ月10分の1の7件でございます。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次に、2の、最近5年間で始末書・顛末書を提出されたのは何件あるのか。また、その内容はということでお聞きします。

○宮崎議長 総務課長。

○中村総務課長 現在まで、町長就任からいきますと、現在で50件という内容

でございます。具体にいきますと、平成29年度で2件、令和30年度で5件、令和元年度で25件、令和2年度で8件、令和3年度で10件というところでございます。内容につきましては、物損事故であったりとか証明書の誤交付、通知書の誤発送、契約関係の遅延、請求処理の遅延、また業務の放置であったりとか、工事でいきますと、工期変更ができていない、また、課税の誤り等でございます。

以上です。

○宮崎議長 総務課長、平成30年ですよ。

○中村総務課長 申し訳ございません。平成30年でございます。申し訳ございません。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次に、③で懲戒審査委員会に提出されたのは、最近5年間で何件あるのかお聞きします。

○宮崎議長 総務課長。

○中村総務課長 甲良町職員分限懲戒審査委員会への出された件数でございますが、今までは19件、内訳を申しますと、平成30年で4件、令和元年で2件、令和2年で8件、令和3年で5件、これにつきましては、懲戒委員会は平成30年6月14日からの条例制定でございますので、それ以降の数字で19件ということになっております。

以上です。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっとそれで、ちょっと聞くのですが、始末書・顛末書の提出をしていますよね。これは本人だけですね、出すのは。それで、私、思うのは、始末書が出された方がいる課、税務課なり総務課なり、保健福祉課とかいろいろあるんですが、そこで、そのことに対しての対応策を課で話し合っ、その内容を、始末書の件に対しての対応策というのを課長から提出とかはされているのですか、お聞きします。

○宮崎議長 総務課長。

○中村総務課長 申し訳ございません。私の知っている範囲では提出されているというのは、ちょっとございません。ただし、課内の中ではもちろん、この件に、案件が出た場合には、課内等で間違いなく話し合はされているというふうに思っております。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 やっぱり、課全体が意思統一をして、この過ちを二度と起こさないにはどうしたらいいかという、課全体が話し合っ、その答えを出して、課長がリーダーシップを取って、この過ちは絶対に次は起こさない、二

度としないということに対して、やっぱり課長からもその対応策はどうしたらいいかということを出していただいて、もう同じ失敗をしないということをつく、やっぱりやっていかなければ、この、今あったように、令和元年度やったら25件もあるんですよ。平成29年度から出されていったら、やっぱり課でそういうようなことをやっていって、課長がしっかりと指導していかなければ、同じ失敗を何回も起こす、やっぱりこれは必要やと思うんですけど、意思統一もやっぱり、思うんですけど、町長はこういう点についてはどう考えているんですか。お聞きします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 この4月に総務課長、就任しておりますので、総数の報告はさせていただきました。当然、課員の業務に関わるミスであったり、業務遅延であったり、課長としての管理監督責任がありますので、当然課長がまとめて報告をしているという事例もございます。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 じゃあ、ありますやなしに、やっぱりそれはこれからどういう対応策をやっていくかいうのを出していただかなければいけないと思うんですけど。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 件数聞いていただいただけで、かなりの、毎年次の件数であります。再発防止、それから二度と同じミスを起こさないという、懲戒処分については戒めもありますので、その全体のサイクルがうまく作動するように、こういう案件についてはゼロというふう近づけていきたいと思っております。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで、やっぱりこういう、私らでもコンプライアンス違反になりますよね、これ。となると、やっぱり役場全体でどういうようなことが起きているかいうのを知らない課長さんがいるといけない。こういうのは全部、知っているんですかね。こういうような始末書を出しているとか。

○宮崎議長 総務課長。

○中村総務課長 私も昨年まで保健福祉課長でございまして、このような案件、このような数の多さというのは、正直驚いているところでございます。

○山田裕康議員 何て。

○中村総務課長 正直、驚いているところでございます。承知をしておりませんでした。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 やっぱりこれ、役場全体がこういう失敗を起こしたら、ほかの課でもこういう失敗を起こさないということ、やっぱりしっかりと課長が知

って、指導していかなければ、同じですよ、これ。何回始末書出そうが、顛末書出そうが、こういうようなことをしっかりやっていかなければ、これから何回もあります。

それと、前、令和元年度のこと、今、先ほど分限懲戒審査委員会にかけられたのは2件というふうに聞いていますのですけど、前に資料をもらった中でも入っていたんですけど、このとき25件やっているのに、たったの2件が懲戒審査委員会ですよ。その中でもちょっとおかしいなと思うのは、令和元年度のことでおかしいと思っていることを、ちょっと私から言わせてもらいますと、決算額の確定遅延というのが1件あります。それと、請求処理及び契約処理遅延についてというのが1件あります。ほんで、請求書支払い処理の遅延というのもあります。次に驚いているのは、報償費支払い事前決裁なしというのがあります。ほんで次、事務における請求書処理失念というのもあります。これ、令和元年度ですよ。聞いていてください。次は個人情報記載の納付書紛失というのがあります。次に、道路改良工事の支出負担行為伝票紛失、次に、町道緑地帯及び町有地公園等管理業務請求書処理ができていなかった件、次に、驚いたんですけど、旧住民センターの駐車場を個人的に住民に貸していた件、それで、次に、消防協会関連の受賞にあたり、上申書の提出が遅くなった件、次、第25回参議院議員選挙事務の不手際、次に、甲良町長選挙、甲良町議会議員選挙事務の不手際、保有個人情報開示裁決書の件ということで、これだけ、私は懲戒処分にあたるようなことが幾つもあったんですよ、令和元年度。それなのに、懲戒審査委員会にかかったのがたった2件。町長、私はこれ、人を見て懲戒審査委員会にかけているのかと思えるねんけど、誰が見たかておかしいんです、これ。懲戒審査委員会にかけなあかんことが多いんです、こんなに。町長、これに対してどう思います。言えなければ、言えないと思いますね、言えますか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 たしか議会でも、そういうたまっている案件についてどう処理をするんだというご指摘を何度もいただいていた時期でございます。懲戒分限審査委員会が平成30年にできておりますので、もう諮問をするという年次ではありましたが、中身の整理で、内容精査をするために第三者調査委員会というのを立ち上げて、第三者調査委員会でこれらの事例をつぶさに検討していただきまして、その結果については議会にも報告をさせていただき、私の統一見解書も出させていただいた結果、処分に該当しないというのがほとんどでありましたので、それを除くものについて諮問をしたということであったと思っております。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 町長、私は思うんですけど、上にも書かれているんですけど、伝票処理の失念とか書かれて出たりするんですよ、上に。それやのに、次の、今、令和元年度で言わせてもらったら、確定遅延とか、契約処理遅延、支払処理遅延、こんな同じような案件が何で懲戒処分にならないんですか、これ見せてもらっていると。やっぱり、こういうようなことをしっかりとやって、役場全体でも統一して、何でこんな遅延、遅延、遅延が出てくるのかいうことをしっかりと知らなければ、いつまでたっても一緒ですよ、これ。町長、これを同じことで、何で懲戒審査、こっちへかかるものやらかからないもの、出るんですか、同じ案件で。ちょっと私は、これはもうはっきり言って、おかしいとしか言えませんので、これだけ言っておきます、町長。人を見てやっているのかとしか言えませんわ、これ。

○宮寄議長 町長。

○野瀬町長 かなり案件が累積をしていたという個別の項目を拾い上げて、その中から抽出をしてご指摘をいただいたことをございます。もう一度繰り返しますと、流れはそうでありまして、甲良町職員の服務に関する第三者調査委員会報告書というので、私が第三者委員会にお願いをして、審査をお願いした結果がまとまってありまして、その結果を令和元年5月24日で報告をし、その内容についても議会にも報告をさせていただいた、そういう経過がございました。いずれにしても、それ以降については、その中から諮問をしておりますし、その以降については分限懲戒審査委員会でも適切な諮問をし、そして適切な意見書をいただき、それを尊重して処分をするということ、それ以降議会にも申し上げてきましたので、そのルールに従って今は内容精査をし、行政処分をしているという状況でございます。

○宮寄議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 私が思うのは、懲戒審査委員会があるのであれば、同じ遅延、遅延があれば全部かけて、しっかりと意見を聞くべきじゃないかなと私は思いますが、これ以上言うても、町長、変な言い訳しかないの、もういいですけど。

それと、この前から元職員との裁判で、町長、最高裁で上告すると言われていたんですけど、今、新しくこの前、懲戒免職の裁判も始まりまして、こちらでも今、なぜ上告をしなければならぬかという状況です。町長、これ、はっきりと答えることはできますか。弁護士からのあれとか、いろいろあると思うんですけど、答えてもらえますか。なぜ行わなければならないのか。ここになかったの、答えられなければいいんですけど。するというのはもう確実ですか。

○宮寄議長 町長。

○野瀬町長 ほぼ確実であります。今後、弁護士さんと慎重に打合せをして、そ



ういう手続を取っていきたいと思っております。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 なぜしなければならないかという、ちょっと弁護士さんからも聞いたことがあるんですけど、こちらの、町の方じゃなしに、聞いたんですけど。それは、こちら今、上告せんならん方も、弁明の機会を与えていませんわね。これ、戻ることはできません。それから、今やっている懲戒免職のことも、弁明の機会を与えていませんね。だから、これをこけてしもうたら、次の裁判もこけます、はっきり言うて。負けるのは確実です。100%負けます。それで、こっちの弁護士もアドバイスしているのか分かりませんが、こっちで負けたら、こっちも負けますよということは、多分話していると思います。それぐらい分かる弁護士でなかったら、町の弁護士として要りませんね、こんなことやったら。多分、そういうことを言っていると思うんですけど、こんな、それできちっとこういうこともやって、金だけ使えという弁護士やったら、もうほんまに町の弁護士としてはもう替えていただかなければならないぐらいになってきますので。それと、適切なアドバイスもできなければ、ほんまにこの弁護士も考えんならんのかなということを思いますので、ちょっとそれをつけ加えてもらえますか。町長、この件があると思いますので、それだけ言わせてもらっておきます。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 ご意見賜っておきたいと思っております。先ほど、道路改良工事の支出負担行為の伝票紛失、それから、町道緑地帯町有地公園管理業務請求ができていなかった件とご指摘をいただいておりますが、これらについては分限懲戒審査委員会にかかった事案でございます。ただ、お手持ちの資料で令和元年度、事案が多かったわけですので、1つずつ処分ができなかったやつは見過ごしているのかということになるかと思っておりますので、案件をまとめて整理をいたしまして、顛末書、始末書、出た職員については、業務上の問題があったわけですから、それ以外の口頭注意なり文書訓告なり、そういう措置は分限処分以外にさせていただきますと。当時、案件が多かったのも、言い訳になりますが、弁明の機会というのができていなかったわけですが、それ以降については、行政ルールに従って弁明の機会を必ず設けております。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今、弁明の機会を与えていなかった、忙しかったというのが言い訳になって、これはもう戻ることはできませんので、この裁判はどうしても負けます。はっきり言いまして。

もう、ここに聞いていても、いつまでたってもあれなので、次へ行かせてもらうんですけど、④町長は3月議会で降任異動はするつもりはないと、町長は

答弁したんですけど、行われたんですけど、それは4つの基準が、そのとき答えられているんですけど、どれに当たるんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 順番に4番、5番、6番の質問がありますので、相前後するかもしれませんが、今の質問でございますが、結論としては4月の定期人事異動の中では、降任異動はありません。ただし、組織表で、これが降任異動になるのと違うかというのが1件あります。それは、念のため補足として申し上げますと、令和4年1月1日付で分限処分をしております。内容としては降任です。勤務実績不良でございました。課長補佐から主幹に降任をしておりますので、1月1日付で降任をして、その職員を異動で動かしておりますので、組織表としては前年の4月と対比していただくと、降任になっているということが見てとれるわけですが、4月1日で異動と同時に降任をしたということではございません。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そういうようなところでお聞きしたいんですけど、それに対して、しっかりと本人へどういう理由かというのを伝えてされているんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 そもそも降任というのは、職員を、その職員が現に任命されている職、今言いました課長補佐職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命する、いわゆる主幹にしたというのが降任処分でございます。この事案については、業務の推進上の問題がありましたので、補佐職であって、課員を指導する立場であったんですが、逆に課員のお手伝いをかっていたということでありまして、つぶさに担当課長がそれを把握しておりまして、すぐ処分に至ってではなくて、その間の行動記録の観察であったり、対応状況を課長としては把握をし、指導もし、やってきた中で、結局業務改善に至らずという点が多かったので、課長は警告書も出しております。業務改善を求めるための警告書を出して、総合的にそういう取組の中で業務成績不良というのが出ましたので、後任処分をしたという事案でございます。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 分かりました。本人へしっかり理解していなければ、降任という形になりますと、ただのパワハラということになりますので、しっかりと伝えていただかなければいけないと思いますので、そこはしっかりとしてください。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 この事案につきましては、弁明の機会ということで、事前に私から処分しますよという事前のお話をして、本人の言い分についてもつぶさに聞か

せていただいた結果で、最終、降任処分をしたわけです。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで、次に⑤のところを言わせてもらうんですけど、懲戒処分が何件かされたという報告なんですけど、この懲戒処分と降任というのは、何かそういう基準みたいなものはあるんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 懲戒処分の中の降任ではございません。もう少しかみ砕いて申し上げますと、処分には分限処分と懲戒処分がございます。懲戒処分につきましては、公務員の職員の義務違反、非違行為、いわゆる法令違反等々の非違行為に対して制裁を科すことにより、公務員関係の秩序を維持することを目的とした処分、懲戒処分については、法令違反、地方公務員法等々の違反でございます。そして、2つとして職務義務違反、または懈怠、3番、全体の奉仕者にふさわしくない非行、これが懲戒処分でございます。したがって、義務違反、非違行為というのが懲戒処分に該当します。その中の4種類としては、免職、停職、減給、戒告というのが、懲戒処分の趣旨と、その処分の種類が以上であります。

それから、分限処分に降任という種類がございます。分限処分については、公務能率を維持することを目的として、職員の意に反して行われる処分、分限処分には、地方公務員法第28条に基づく処分でございます。勤務成績不良、1つ、2つ、心身の故障。3つ、適格性欠如ということで、種類としては免職、降任、分限の中で降任処分でございます。それから休職、降給という4つの種類でございます。いずれにしても、処分の中身については町長が事案を見て、分限調査委員会に諮問をするということでございますが、その諮問をする理由書については、いずれも甲良町分限処分に関する指針、それから、甲良町懲戒処分に対する指針という指針をつくっておりますので、その指針に基づいて処理をしているという状況でございます。

以上です。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 始末書とか顛末書の件で、いろいろ聞かせてもらったんです。3年度においても、始末書なり顛末書を書かせている中でも、個人情報をも身内である職員に伝えたとか、ほかの課員に仕事をさせたとか、違う課の職員に、自分のところの課の仕事をさせたとか、こんなことがあったら、やっぱりこれも個人情報、これも何もなかったということで、ちょっと不思議に思う。つけ加えておきます。

次に、⑤が終わって、次、6の前に、令和3年度の異動で、降任異動というのは書かれていました。それで、これは降任届を、6番、提出するように強要

されたことはあるのかということで、ちょっとお聞きします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 今回の分限処分については、基準を持っております。分限処分の中の降任という項目がありますので、先ほどの事案はそれに基づいて行った処分ではありますが、町長から降任を強要したという事案はございません。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっと私はいろいろと聞かせてはもらっているんですけど、令和2年2月10日に、議員控室に職員を呼び出していますね。それと、令和2年2月15日の午後3時からの課長会議で、2月22日までに降任届を提出するように伝えていきますね。これは、こういうようなことを、職員を呼出しというのは、その方たち、呼び出された人は、この4月の異動で降任されていました。もうこれはもう答弁なんか、そんなもんどうでもいいですわ、正直。はっきり言ってパワハラですわ。こんなん、職員が何で仕事できます。ほんま情けないですよ、町長。やっぱり、見せしめですやん、そんなもん。やっぱりそれは、僕はあかんと思います。これを、こんなことをやっていると、もう町長、やっぱり情けないので、もう次、もう最後にちょっといろいろと言わせてもらっておきます。

3月議会でも言わせていただいたんですが、職員の投書のことは、私は言いました。財政状況が厳しくなっており、向こう2年間は経営者、町長が替わりませんから、状況が改善される見込みはありません。そう書かれていますわね。職員ももう町長が替わらなったらあかんということを書かれて投書されています。やっぱり職員も分かっているんです。町長が辞めなければ、甲良町がよくなる。甲良町がよくなるには、町長が辞めることということをおっしゃっていることが、この投書でも伺えます。はっきり言って、皆さんもこう思っているでしょう。それで、3月議会で、やっぱり私の一般質問において、「責任を取るということは、辞職をするのですね」との問いに、「山田議員をはじめ、議員の皆様のお見込みのとおりでございます」と答えていますわね。こう言ったのに、議会でもうそれを言って、職員に対してもうそれを言う。町民にもうそれを言う。このようなことでは、甲良町がよくなることはありませんわ。甲良町がよくなるには、はっきり言います。町長が辞職したらよくなるんです。このことをしっかりとさせていただき、私の一般質問を終わります。

○宮崎議長 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午前10時50分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 宮 寄 光 一

署 名 議 員 岡 田 隆 行

署 名 議 員 山 田 裕 康